

第2 刑事訴訟法の改正

1 2016（平成28）年刑事訴訟法改正の経緯

2016（平成28）年5月24日、第190回国会において刑事訴訟法等の一部が改正され、同年6月3日に公布された。

今回の刑事訴訟法改正は、日弁連や東弁がこれまで求めてきた取調べの可視化について一部法制化されるなど大きく評価できるものであるが、他方で、可視化の範囲が限定的であることや通信傍受法の改正、日本型司法取引の導入など、課題点も多く残されている。

(1) 「検察の在り方検討会議」

2010（平成22）年10月6日、当時の民主党政権下の柳田法務大臣の主導の下、法務省は「国民の皆様にご納得していただけるような改革策を講じ、検察の再生を果たすため」法務大臣の私的諮問機関として多くの外部有識者からなる「検察の在り方検討会議」を設置した。

これは、2010（平成22）年9月の厚生労働省元局長の虚偽有印公文書作成等被告事件に対する無罪判決及び同事件の主任検察官によるフロッピーディスクのデータ改ざん事件をきっかけに設置されたものであり、2011（平成23）年3月、「検察の在り方検討会議」は、「検察の再生に向けて」と題する全員一致の提言を行い、この提言は江田五月法務大臣に提出された。その提言は、検察の倫理、人事・教育、組織とチェック体制、検察における捜査・公判の4つの事項についてそれぞれ検察の在り方を提言するものであるが、その提言中、「検察における捜査・公判の在り方」については、「被疑者の取調べの録音・録画は検察の運用と法制度の整備を通じて今後より一層その範囲を拡大すべき」とされていた。

(2) 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」

江田五月法務大臣は「検察の在り方検討会議」の提言を受けて、2011（平成23）年5月18日、法制審議会に対して、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判のあり方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など」法整備のあり方について諮問し、法制審議会は諮問について調査・審議を行うため、2011（平成23）年6月6日、「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下「特別部会」という）を設置した。

「特別部会」は、有識者委員7名を含め委員26人、幹事14人、関係官2名の合計42名という大会議体であったが、作業部会を設けながら約3年に及ぶ審議を行い、2014（平成26）年7月9日の特別部会会議で「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」が答申案とされ、2014（平成26）年9月18日の法制審議会総会において全会一致で原案どおり採択されて直ちに法務大臣へ答申された。

(3) 国会での審議

法務大臣への答申に沿って立法化作業が行われ、2015（平成27）年3月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」として国会に提出された。同法律案は、衆議院での審議を経て2015（平成27）年8月7日に一部を修正の上で賛成多数で可決され、一部修正された法律案は参議院に送付された。2015（平成27）年の通常国会では参議院での審議が行われないうち会期末を迎えたため継続審議となり、2016（平成28）年1月に召集された通常国会において、同年5月20日参議院でも賛成多数で可決された。もっとも、会期をまたいだ審議であったことから、参議院が先議の衆議院にこの法律案を送付し、同年同月24日の衆議院での再可決によって正式に成立した。

2 改正法の概要

主な改正点は大きく分けて9項目であり、それぞれの概要は以下のとおりである。

① 取調べの録音・録画制度の導入

原則として、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件を対象とした取調べの全過程の録音・録画の義務づけ。

② 合意制度等の導入

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（いわゆる日本型司法取引制度）及び刑事免責制度の導入。

③ 通信傍受の合理化・効率化

対象犯罪の拡大と暗号技術の活用による傍受の導入等。

④ 身体拘束に関する判断の在り方についての規程の新設

裁量保釈の判断にあたっての考慮事情の明確化。

⑤ 弁護人による援助の充実化

被疑者国選弁護制度の対象者を勾留状が発せられた被疑者全件への拡充及び弁護人選任に係る事項の教示の拡充。

⑥ 証拠開示制度の拡充

証拠の一覧表の交付手続の導入、公判前整理手続の請求権の付与及び類型証拠開示の対象の拡大。

⑦ 犯罪被害者及び証人を保護するための方策の拡充

ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、証人等の氏名・住居の開示に係る措置の導入及び公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入。

⑧ 公判廷に顕出される証拠が真性なものであることを担保するための方策等

証人の不出頭等の罪の法定刑の引き上げ、証人の勾引要件の緩和、犯人蔵匿等の罪の法定刑の引き上げ。

⑨ 自白事件の簡易迅速な処理のための方策

3 今後の課題

(1) 被疑者・被告人の権利拡充のための更なる法制度の改革

2016（平成28）年改正刑事訴訟法は、取調全過程の録音・録画の法制化を実現し、被疑者国選弁護制度が勾留全件に拡大されたことのほか、証拠の一覧表の交付手続の導入や公判前整理手続の請求権の付与、類型証拠開示の対象の拡大といった証拠開示制度の拡充、裁量保釈の判断にあたっての考慮事情の明確化など、被疑者・被告人の立場にたった新たな法制度の構築や改革がなされたことは高く評価しうる。

しかしながら、その一方で、取調べの録音・録画に関しては、その対象事件が裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件に限られており、また例外事由の運用次第では録音・録画の適用場面が極めて限定されかねないという問題がある。また、証拠開示制度も全面証拠開示には至っていない。

そして、捜査機関側からの提案として、「通信傍受の合理化・効率化」や「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（日本型司法取引制度等の導入）なども改正の対象となってしまった。「通信傍受の合理化・効率化」については、これまで組織犯罪4類型に限定されていた通信傍受の対象犯罪が、組織性の要件が付加されはしたものの、殺人、略取誘拐、詐欺等などの一般犯罪に拡大されると共に、警察施設などの傍受については通信事業者による立会い等が不要とされており、傍受の乱用に対する歯止めがなくなることに対する懸念が示されている。

さらに、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（日本型司法取引制度）等の導入」に関しても、対象事件が一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪など特定犯罪に限られるものの、導入された制度が、「捜査公判協力型」であり（訴追機関に他人の犯罪を明らかにするための協力をしたことに対し、検察官が刑の減刑又は免責の行為をする制度）あり、捜査側と協力者との協議の過程や供述の過程の録音・録画がな

されず事後的な検証手段が存しないことなどのため、えん罪を生む懸念は払拭できない。

これらの問題点をふまえて、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会でも施行にあたり配慮をすべき事項を列挙して附帯決議がなされており、改正刑法による制度の運用には弁護士会も十分注意を払う必要がある。そして、改正法附則9条2項で「～政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とし、特に取調の可視化については改正法附則9条1項で「～この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

弁護士会は、3年後の見直しに向けて各制度の運用状況を検証し、制度の改善を求め、不十分な点については制度の拡張、逆に弊害が大きい場合には廃止を要求していく必要がある。

(2) 刑事弁護の実践の必要

平成28年刑事訴訟法改正により設けられた各制度を被疑者・被告人の権利保障へと結びつけるには、個々の弁護士がこれらの制度に精通し、効果的に制度を活用しなければならない。そのために、弁護士会は研修を充実し、新たな制度を個々の刑事弁護活動の実践につなげる必要がある。特に日本版司法取引制度及び刑事免責制度はこれまでにない新たな制度であるが、2018（平成30）年6月に施行され、両制度の初適用事例がそれぞれ報告されており、今後も適用事例が見込まれることから、早急な対応が必要である。

そして、2016（平成28）年刑事訴訟法改正によって設けられた各制度の監視や検証を弁護実践を通じて行い、3年後の見直しに役立てることも必要である。

(3) 今回の改正に盛り込まれなかった課題

2016（平成28）年刑事訴訟法改正は刑事司法改革を一步進めたものではあるものの、無辜を処罰せず、えん罪を生まない刑事司法制度の構築にまではまだ至っていない。取調べの可視化（取調べ全過程の録音・録画）の実現や証拠開示制度の拡充など、今回の刑事訴訟法改正で新たに設けられた制度をより進めることのほか、弁護人の取調べ立会いや起訴前保釈制度など今回の改正で盛り込まれなかった制度についても、弁護士会は継続して制度化に向けた努力をすべきである。日弁連は、2018（平成30）年10月23日付で「えん罪を防止するための刑事司法改革グランドデザイン」を発表し、えん罪を防止するための刑事司法改革の全体構想を示しているが、かかる全体構想の制度化、法制化の実現に努めていくべきである。

また、日弁連は、2019（令和元）年10月4日、第62回人権擁護大会において、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言—取調べへの立会いが刑事司法を変える案」を決議し、取調べの可視化（取調べ全過程の録音・録画）の全件への拡大を実現するとともに、憲法で保障された弁護人依頼権を実質的に確立するために、取調べを受ける前に弁護士の援助を受ける機会の保障、逮捕直後からの国選弁護制度の実現、身体拘束制度の改革（身体不拘束原則の徹底、勾留に代わる住居等制限命令制度の導入、起訴前保釈制度の導入、身体拘束期間の短縮、取調べ時間の規制など）、起訴前を含む証拠開示制度の拡充と併せて、弁護人を取調べに立ち合わせる権利の確立の実現に向けて全力を挙げて取り組むことを決意するとともに、

- 1 国に対し、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者又は弁護人の申し出を受けたときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち合わせなければならない旨を刑事訴訟法上に明定するよう改正すること
- 2 検事総長及び警察庁長官に対し、前記1の法制化がされるまでの間、各捜査機関の捜査実務において、被疑者又は弁護人が求めたときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち合わせることを求めた。

今後、弁護人の取調べへの立会いを含めた刑事訴訟法のさらなる改正に向けて運動を続ける必要がある。

他方で、制度として、取調べへの立会権が認められるに至ったとしても、相応の弁護技術や、弁護態勢も同時に確立していかなければならない。このことは弁護士会としての課題であり、十分な取り組みが必要となる。

(2016〔平成28〕年改正刑事訴訟法の各項目に関する個別の課題等については、第4部第4、第5、第6等の各項目参照)